

福島第一原発3号機で

**プルサーマルが許されない
5つの理由**

2

2010年8月1日

福島老朽原発を考える会

はじめに

「期限は設けずに慎重に検討している」との福島県担当者の言葉とは裏腹に、福島第一原発3号機のプルサーマルは、8月中の装荷・起動、9月下旬の稼働というスケジュールありきの動きが続いており、予断を許さない状況にあります。

福島県でプルサーマル復活の動きが本格化したのは昨年夏でした。プルサーマル誘致を進める立地町や県議会に押される形で、福島県エネルギー政策検討会が幹事会という形で検討を再開しました。検討会は、佐藤栄佐久知事時代の2002年9月には、「中間とりまとめ」で、国の原子力政策を正面から批判していました。その後、東電不正事件を受け、福島第一原発3号機のプルサーマルは、県の事前了解が白紙撤回されました。

昨年再開した検討会幹事会では、一般的な原発・核燃料サイクルの諸問題について議論し、専門家から批判的な意見も出ていました。今年になってから、県は玄海原発と佐賀県に出向き、玄海プルサーマルについて視察を行いました。また検討会幹事会に国の役人を呼んで、使用済MOX燃料は、2010年頃から検討を始める第二再処理工場へ搬出することを改めて約束させました。これはその後、プルサーマル実施条件から、使用済MOX燃料の処理の問題を外す布石になりました。

2月に入り、東電は県に対し正式にプルサーマル了解の要請、検討会は本会が始まりました。これから本格的な検討がはじまると思いきや、検討会はたった2回で終了、結論は知事に一任されてしまいました。

国策に盾突く佐藤栄佐久知事が検察に追いやられたあと、福島県知事に納まったのは、民主党渡部恒三氏の甥の佐藤雄平氏でした。佐藤雄平知事は2月16日の県議会本会議で、耐震安全性、高経年化（老朽化）対策、長期保管MOX燃料の健全性の確認の3つを条件に、福島プルサーマルを容認することを表明しました。東電は、福島第一原発3号機に10年以上貯蔵されていたMOX燃料の外観検査に入りました。

福島県がもっともこだわっていた使用済MOX燃料の処理の問題は3条件には含まれていません。この問題が解決に向かうどころかますます状況が悪くなっており、県外搬出の約束など全く意味のないことは、六ヶ所再処理工場の現状からも明らかです。この問題を引きずればプルサーマル実施が全くできなくなってしまうという判断があったのでしょうか。

ただ、知事が残した3条件にしても、容易にクリアできる課題ではありません。長期保管MOX燃料の健全性については、組成変化による影響について、安全審査では装荷が5年遅れた場合の影響評価しかしていないことから、安全審査のやり直しが必要でした。耐震安全性については、新指針（改訂された耐震設計審査指針）に基づく再評価（バックチェック）について、東電は中間報告を提出していましたが、国は、福島第一原発では、代表号機である5号機の評価しか行っておらず、3号機については最終報告が出てから審議することにしていました。高経年化対策については、3号機の高経年化技術評価は2006年に行われていましたが、これが耐震指針の改訂前であったことから、その部分の見直しが必要でした。東電はこれを、バックチェックがすべて終了してから行うつもりにしていました。いずれも通常の審査では一年以上かかるものです。上記の点について私たちは3月に県に申し入れを行いました。県は慎重に検

証するという姿勢でした。3月末には、佐藤雄平知事が直嶋経産大臣に会い、3条件の検討について国に要請しました。要請の中には、3号機のバックチェックに対する評価も含まれており、今定期点検での装荷は不可能に思われました。

そこで前面に出てきたのが福島県選出の増子経産副大臣でした。各地のバックチェックの評価作業で、原子力部会の審査会がいつになく過密スケジュールとなっている中、副大臣の号令で、3条件に対応する3つの審議会（耐震設計構造ワーキンググループ、高経年化対策ワーキンググループ、長期保管MOX燃料の健全性についての意見聴取会）を、福島プルサーマルのための特例として期限付きでねじ込んだのです。前代未聞のことです。そもそも原発の安全上の問題の審議会について、トップが推進の立場で審査期限を明言するというのはあってはならないことです。しかも審査の一部は企業秘密を理由に非公開とされました。3つの審議会はそれぞれ数回の審議を行っただけで、予定通り7月中に結論を出してしまいました。

県はプルサーマル3条件について、検討会ではなく、県と立地町、東電の三者で福島原発の安全上の問題について確認する場となっている「福島県安全確保技術連絡会」で検討するとし、5月末に東電からの聴取から開始しました。私たちは6月に県庁を訪れ、原子炉等規制法によれば、処分を目途のない使用済MOX燃料を発生させるプルサーマルの実施が違法であることを訴えました。しかし福島県原子力安全対策課は、使用済燃料の県外搬出については国が約束した、の一点張りで、こちらがそれがいかに当てにならないかを説明しても、聞く耳もたずの状況でした。国の約束が当てにならないことは、国策に散々振り回されてきた福島県自身が百も承知のはずです。3条件以外の話には乗らないということでしょう。

7月に入り、県は7日、12日、13日（現地調査）と立て続けに県技術連絡会の日程を入れました。私たちは急遽6日に県への申し入れを行いました。ここでは、米国で深刻な社会問題となっている使用済燃料プールの漏えいによる環境汚染問題を、2号機で実際に発生した漏えいと重ねながら訴えました。県の担当者は、県安全対策課は放射能による環境汚染を防ぐためにある、私たちの存在意義が問われる問題だと言いながら、他方で、これはプルサーマルとは関係なくやらなければならないとも。私たちは、これは一般的に使用済MOX燃料の扱いの問題ではない、使用済MOX燃料のプールでの保管が超長期に及ぶことから、プールからの漏えいを実際に防止することができるかという、3条件の一つともなっている原子炉施設の高経年化の問題だ、と訴えました。

県は12日の県技術連絡会において、高経年化対策問題として、使用済燃料プールの漏えいの確認方法などについて質問し、13日の現地調査でも確認しました。それでも結局は13日に、東電からの聴取で特に問題はなかったとの見解を示しました。後は、国から審議結果を聴取するだけとなっています。

6月に発生した福島第一2号機の外部電源全喪失事故について、私たちはプルサーマルよりも優先して原因究明と他号機への水平展開を行うよう要請し続けましたが、県技術連絡会では、本来の業務であるはずなのに取り上げられることはありませんでした。

「ブルドーザーが突進するような進め方」で8月中の装荷・起動、9月下旬の本格稼働というスケジュールありきの動きが続いています。しかし、使用済燃料プールの漏えいによる環境

汚染の問題にしても、高経年化を考慮した新指針にもとづく耐震安全確認がごっそりと抜けている問題にしても、電源喪失事故への対応にしても、プルサーマルどころではない問題がまだまだあります。3条件を含め、以下のように福島プルサーマルの実施が許されない理由を挙げることができます。

許されない理由その1...居座る使用済MOX燃料が福島にもたらす環境汚染	6
許されない理由その2...老朽化を考慮した耐震安全性は未確認	12
許されない理由その3...外部電源全喪失事故の原因はまだ解明されていない	17
許されない理由その4...燃料から放射能が漏れても止めない姿勢に問題	18
許されない理由その5...MOX燃料の品質保証問題は未解決	21

パンフレットでは冒頭に、プルサーマルとは何か？プルサーマルの何が問題なのか？基本的なところをまとめた項を設けました。

プルサーマルとは何か？何が問題なのか？	4
---------------------	---

さらに、福島でのプルサーマルが10年以上止まっていた背景、及び使用済MOX燃料問題の背景にある六ヶ所再処理工場の現状について理解を進めるために、以下の付録をつけています。合わせてご一読ください。

<付録>福島プルサーマルが10年以上止まっているのはなぜか？	23
--------------------------------	----

このパンフレットが、福島プルサーマルを止めるための一助となれば幸いです。

2010年8月1日

福島老朽原発を考える会

プルサーマルとは何か？何が問題なのか？

プルサーマルとは？

通常の前発は、ウラン燃料を燃焼させていますが、燃料の中ではプルトニウムという物質が発生し、使用済核燃料の中に残ります。このプルトニウムを取り出して再び燃料として使用するのが「プルトニウム利用計画」です。中でもプルトニウム燃料を通常の前発で使用するのを「プルサーマル」と称しています。また、プルサーマルに用いられる燃料は「MOX（モックス）燃料」と呼ばれています。

プルサーマルは、プルトニウム利用計画の中ではつなぎ役にすぎないはずのものでした。本命は、はじめからプルトニウム燃料を使い、炉の中でプルトニウムを増殖させる「高速増殖炉」という特殊な前発でした。しかし、その開発が遅れに遅れた上に、原型炉「もんじゅ」の事故で、その開発が失敗であることが明らかになりました。そこでつなぎ役のプルサーマルが主役に踊り出たのです。しかし、以下のようにさまざまな問題点があります。

安全性が未確認のままでの見切り発車

通常の前発はウランを燃料にすることを前提に作られています。そこに無理やりにプルトニウム燃料を入れて使うのがプルサーマルです。ウランとプルトニウムの特性の違いから、安全上のさまざまな問題が出てくることは、東京電力も認めています。異常が起きたときにそれを止めるための制御棒がはたらきにくくなったり、異常をさらに加速する「暴走」を起こしやすくなったりする、といった問題です。さらに、毒性が強いことから、放射能が放出するような事故の際には、被害はウラン燃料の何倍にもなります。

国や電力会社はプルサーマルについて、ヨーロッパで十分な実績があるものであり、さらに国内での実験によって安全性が確認されていると宣伝しています。しかしその実験は、たった2体のしかも濃度が低いプルトニウム燃料を小型炉に入れただけのもので、240体の、濃度が高いプルトニウム燃料を入れる本格利用とはあまりに条件が違いすぎます。ヨーロッパの実績についても、東京電力の前発と同じ型であるBWR（沸騰水型原子炉）では、現在ドイツの2機の前発で使われているにすぎません。ヨーロッパでは再処理をやめ、プルトニウム利用から撤退しようという動きが続いています。

深刻な放射能汚染をひきおこす再処理が不可分

使用済核燃料からプルトニウムを抽出する工程は「再処理」と呼ばれ、再処理工場と呼ばれる化学工場で行われています。プルサーマルを行うために再処理は不可分のものですが、その再処理工場では前発事故に匹敵する深刻な放射能汚染を日常的に引き起こします。英仏の再処理工場周辺では、小児白血病が増加しています。日本では青森県六ヶ所村に再処理工場が建設中ですが、試運転の段階で死の灰をガラスで固める工程に深刻な欠陥が見つかっています。

使用済MOX燃料の行き場がない

プルサーマルが進むと、使用済MOX燃料が生まれます。使用済MOX燃料は、通常の使用済核燃料とは性質が異なり、建設中の六ヶ所再処理工場を含めて、今ある再処理工場では処理ができません。冷却に500年もかかるので直接処分することもできません。一旦使用済MOX燃料ができてしまうと、永久に前発に留め置かれることとなります。

コストはウラン燃料の 10 倍以上

これまで、日本の原発で出た使用済核燃料は、英仏の再処理工場に送られていました。福島第一原発3号機のMOX燃料は、イギリスの再処理工場で取り出されたプルトニウムを、ベルギーの工場でMOX燃料に加工したものをフランスから船で輸送したものです。MOX燃料製造には輸送費を含めて莫大な費用がかかっており、貿易統計から、輸入ウラン燃料の10倍以上のコストがかかることが明らかになっています。

今後、六ヶ所再処理工場でとりだされたプルトニウムでつくるMOX燃料についても、再処理工場の建設と運転に莫大な費用がかかることから、やはりウラン燃料の10倍近いコストが見込まれています。コスト的にも割に合わないのです。

資源の節約になるのか？

電力会社は、プルサーマルは資源の節約になると盛んに宣伝しています。しかしプルサーマルを行う原子炉はごく僅かであり、節約されるウランは、可採年数で数か月分にすぎません。

プルサーマルを強行する本当の動機

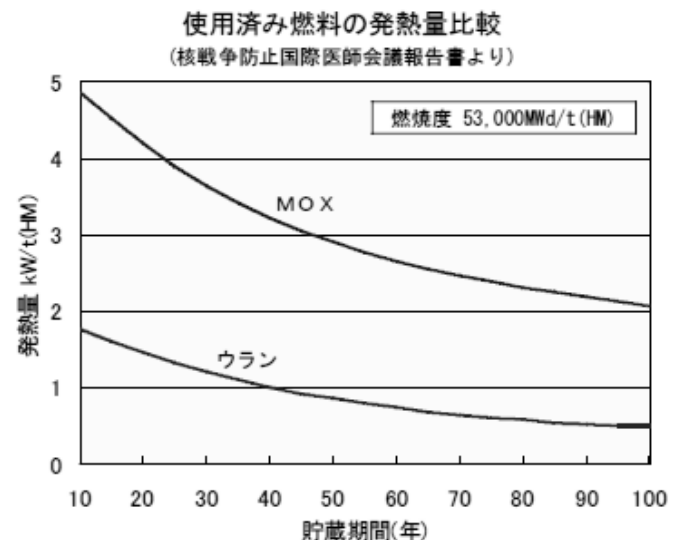
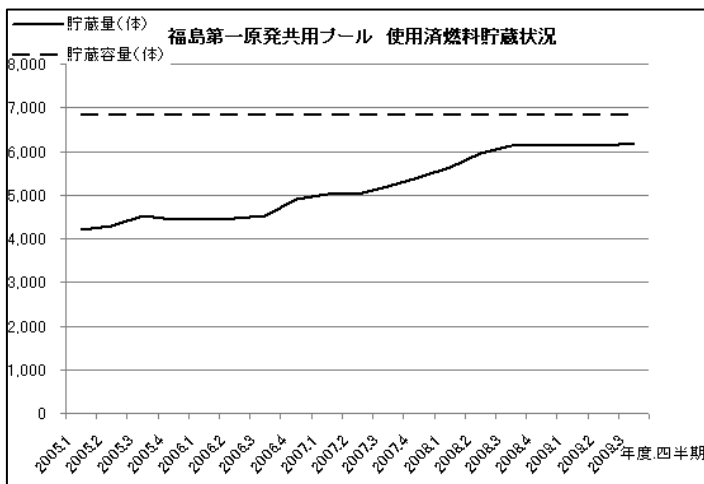
このようにいいことが何もないプルサーマルをなぜ推進するのでしょうか。使用済核燃料は、原発内のプールに保管されていますが、これが限界に近づいています。六ヶ所再処理工場のプールも既に満杯です。そこで使用済核燃料の保管所として、中間貯蔵施設を各地に作ろうとしています。しかし行き場がなく居座る核のゴミを受け入れるところはなかなかないでしょう。「ゴミ」を「資源」と呼ぶことでゴミの置き場を確保しようと躍起になっているのです。使用済核燃料を「資源」と言張るために無理にでもプルサーマルを行わざるをえない。これが本当のところではないのでしょうか。原発が生み出し続ける放射性廃棄物の処理処分をどうするかという大問題から目をそらし、先送りにするものでしかありません。

許されない理由 1...居座る使用済MOX燃料が福島にもたらす環境汚染

「中間とりまとめ」の提起はなんら解決していない

これまで福島県は、使用済MOX燃料の扱いの明確化にこだわってきました。プルサーマル白紙撤回を決めた2002年の県エネルギー政策検討会の中間とりまとめでは、「現在、使用済MOX燃料については、原子力発電所や中間貯蔵施設において貯蔵するとされているが、第二再処理工場の実現可能性が極めて低い中で、使用済MOX燃料の処理をどうするのか明確でない。」と指摘していました。これは今の事態を見事に予見しています。

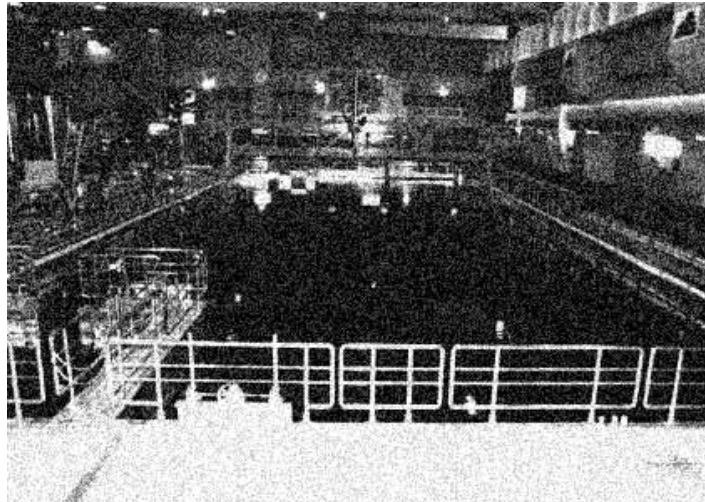
六ヶ所再処理工場は、ガラス固化の工程で根本的な欠陥が露呈し、絶望的な状況にあります。MOX燃料はおろか、ウラン燃料の使用済燃料の行き場もなく、六ヶ所再処理工場のプールは既に満杯、福島第一原発の共用貯蔵プールが溢れるのも時間の問題です。「2010年頃」から開始するはずの第二再処理工場の検討も始まりず、使用済MOX燃料の扱いが不透明な状況に変わりはありません。



使用済MOX燃料は、建設中の六ヶ所再処理工場を含めて、今ある再処理工場では処理ができません。直接処分をしようにもできません。必要な冷却期間が、通常の使用済核燃料であれば50年のところを、使用済MOX燃料では500年もかかってしまうからです。

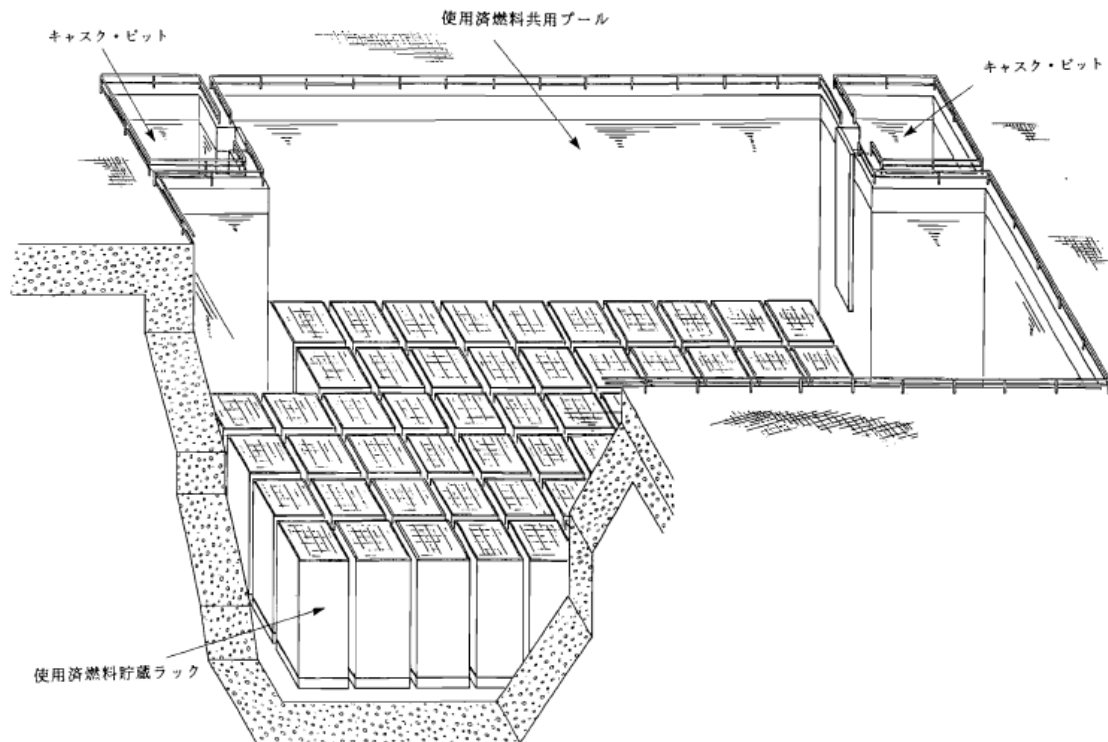
使用済MOX燃料は福島原発サイトに留め置かれる

使用済MOX燃料が処理される第二再処理工場は、どんなにうまくいっても操業は約40年先であり、現実には、六ヶ所再処理工場がガラス固化で行き詰っている状況からも、さらなる先になることは明らかです。福島第一原発3号機でプルサーマルを実施した場合、生じる使用済MOX燃料の貯蔵が超長期にわたるのは必至です。



福島第一原発共用プール（東電HPより）

<http://www.tepco.co.jp/nu/torikumi/nuclearLibrary/atomfuel/atomfuel02-j.html>



福島第一原発共用プール（原子炉設置許可変更申請書より）

東京電力は市民との交渉において、福島第一原発3号機の使用済MOX燃料の行方について、「むつ」に建設中の中間貯蔵施設には持っていかない、福島第一原発の共用プールには持っていけるよう許可を取っている、敷地内の乾式貯蔵については将来の選択肢としてある、共用プールも乾式貯蔵も敷地内なので搬出にはあたらない、と回答しました。東京電力の回答は、使用済MOX燃料は、処理する再処理工場建設の目途が全くない状況では、使用済MOX燃料はとりあえず福島第一原発3号機のプールに入れられ、その後共用プールへ移され、その後原発が全て廃炉になった後も敷地内のどこかに半永久的に留め置かれることを意味します。

米国では原発プール水漏えいによる環境汚染が社会問題に

米国では、微量のプール水が気づかれないうまま長期間に渡って漏えいし、結果的に大量の漏えい水が土壌や地下水・飲料水を汚染し、周辺の川の汚染も問題になる事態が発生しています。漏えいは、微量ずつ、気づかぬまま、長期間にわたり...結果的に大量の漏えい水が環境を汚染するという特徴があります。

2005年9月にはインディアン・ポイント原発で、使用済燃料プール水漏えい事故が発生しました。セーラム原発では2002年9月に、プールのライナーの背後にある漏えい検知溝がホウ酸等で詰まり、コンクリートを通じて5年間も漏れ続けました。トリチウム等の放射能を含む漏えい水は地下水を汚染し、飲み水や周囲の川を汚染しています。米国では、使用済燃料プールや地下に埋設された配管からの漏えいが既に27件も起きており、原発の老朽化による新たな危険としてとらえられています。プール水漏えい事故は社会的に大きな影響を与えています。今年1月に発覚したバーモンド・ヤンキー原発での漏えい事故によって、バーモンド州議会上院は、今年2月に原発の寿命延長を拒否する決議を採択しています。

<参考：美浜の会HP> 使用済MOX燃料 - 原発プールでの超長期保管の危険性

シリーズ1 米国で多発する使用済燃料プール等からの漏えい事故

http://www.jca.apc.org/mihama/stop_pu/spmoxfuel_ser01.pdf

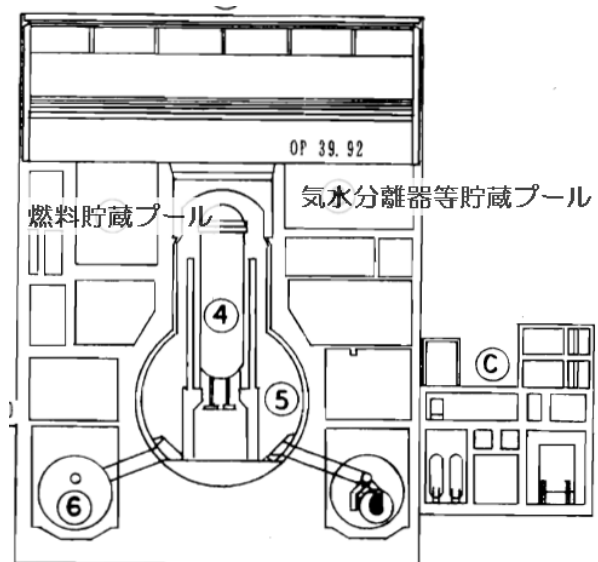
シリーズ2 日本での使用済燃料プール等の管理の実態

http://www.jca.apc.org/mihama/stop_pu/spmoxfuel_ser02.pdf

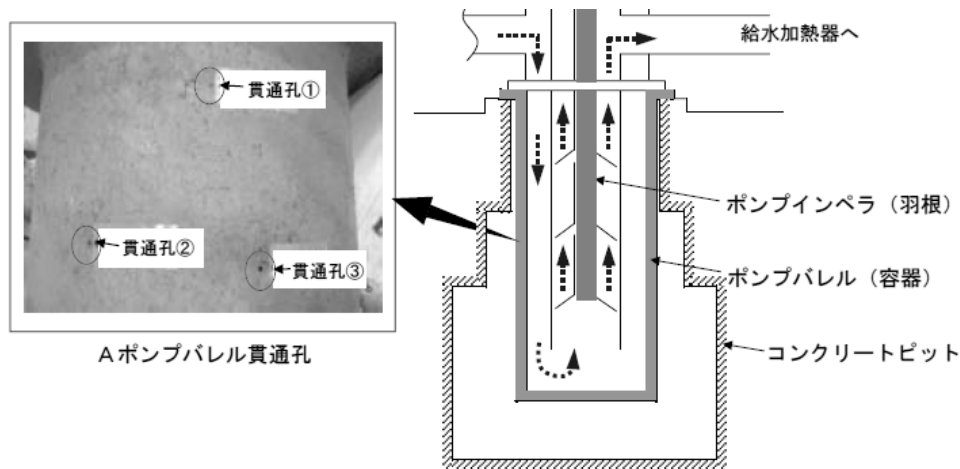
福島でも発生している原発プール水漏えい事故

日本でも使用済燃料プール等からの漏えい事故が起きています。2003年3月に伊方原発3号機、2005年4月に福島第一原発2号機、2007年3月に美浜原発1号機で、プールのライナー（内張り）溶接部で応力腐食割れによる穴があき、漏えい事故が発生しています。伊方原発3号機の場合、四国電力は7～8年間、腐食の進行に気が付きませんでした。リラクシング工事でたまたま見つかったのです。

福島第一原発2号機の場合、原子炉建屋内にある気水分離器等貯蔵プールで漏えいが見つかり、東電は、見つかったから1年以上経って貫通欠陥を修理しています。プールはコンクリートにライナー（内張り）を張った二重構造となっていますが、ライナーとコンクリートの両方で損傷が見つかっています。広大な福島第一原発共用プールであれば、漏えい箇所を特定するだけでも至難の業となるでしょう。そのことは、2001年に発覚した六ヶ所再処理工場での使用済み燃料プール漏えい事故からも明らかです。その上、水を抜くことが出来ないことから、修理も困難となります。



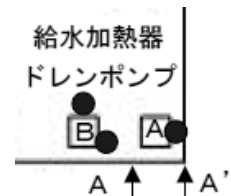
福島第一 1号機では地下水が逆流してトリチウムが床面に溢れる事態も



「福島第一原子力発電所 1号機タービン建屋内における水漏れの調査結果について」

平成 17 年 9 月 22 日東京電力

2005 年には福島第一原発 1号機のタービン建屋地下一階で湧き水が発生、そこから自然界の 1 万倍のトリチウムが検出されるという事故が発生しています。タービン建屋に埋設したポンプの容器に穴が開き、放射能水がその外側にあるポンプ用の小さなコンクリートピット内に漏えい、他方、コンクリートピットにも割れがあり、湧き水が進入（建屋には常に湧き水の圧力がかかっている）これが放射能水と混ざって建屋の床面に出てきたというものです。2 つあるコンクリートピットの両方で同じ状態だったといえます。



< 東電プレスリリース > <http://www.tepco.co.jp/cc/press/05092201-j.html>

この事故はまずもって、運転開始から長期間を経る中で、点検がおろそかな箇所でのポンプの容器の穴あき、コンクリートピットの割れの両方が同時期に複数個所で発生することが避けられないことを示しています。

また、この事故の場合は、外の湧き水の水圧の方が高かったために、中へ進入してきましたが、逆の場合にはトリチウムが環境中へ漏れ出たこととなります。外から進入した場合でも、早期に発見できなければ、床面から環境中へ出てしまったでしょう。福島第一原発では、湧き水の水圧を下げるために、常にくみ上げていますが、これを百年も続けることができるのかという問題もあります。

トリチウムは放射能を持つ水素であり、酸素と結びついてトリチウム水となります。トリチウムが出す放射線はエネルギーが低く、人体に与える影響は比較的小さいものとされてきましたが、近年になって、トリチウムの危険性は従来考えられてきたものよりも高いことが明らかにされつつあります。

< 参考：美浜の会HP > シリーズ：六ヶ所再処理のここが問題（6）

トリチウムはこれまで考えられていたよりも 2 倍危険

http://www.jca.apc.org/mihama/reprocess/rokkasho_series6.pdf

東京電力による漏えい管理では不十分

福島第一原発2号機の場合、東京電力が漏えいを見つけたのが定期検査中であつたにもかかわらず、すぐには対処せず、漏えいの確認を1日1回から1日3回にただけで、次の定期検査までそのまま運転を続けました。少量の漏えいが起きててもプールの水位が一定程度保たれていればよいという姿勢です。漏えい管理について東電に聞くと、水漏れの検知装置は1日1回の巡回確認を行う、漏れが見つかったら、漏れか結露水かを確認するために放射能分析を行ったり、巡回を増やしたりするが、対応について明確な基準はないとの回答でした。

米国インディアン・ポイント原発でのプール水の漏えい量は、最大9.8リットル/日程度でした。少ない漏えいが長期間続き、結果として大量の放射能汚染水が漏れだして、環境汚染にいたつたのです。また、セーラム原発のように、検知溝が詰まった場合など、全く手に負えません。

プルサーマルは処理の目途のない使用済燃料の発生を禁じる原子炉等規制法に違反する

原子炉等規制法は、第23条第2項第8号において、原子力施設の設置許可申請を行う際に、「使用済燃料の処分の方法」を記載することを要求しています。さらに、この法律の下位にある「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第二条第1項第五号には、「法第23条第2項第8号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること」との記載があります。原子炉等規制法は、「処分の方法」を設置許可申請書に具体的に記載して許可を受けることを義務付けることにより、再処理の目途のない使用済燃料の発生を禁じています。実際に、東電の申請書では該当項目に、「再処理委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い政府の確認を受けることとする」との記載があります。なお、1998年の申請書からは、「ただし、燃料の装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする」という記載が追加されています。これは使用済燃料を永久にプールに保管することを容認する内容であり、「処分の方法」を記載する義務を否定しています。これが原子炉等規制法違反であることは明白です。

東電だけが使用済MOX燃料の超長期の保管を正当化

ところが、市民団体との交渉の場において東電は、使用済MOX燃料のプールでの貯蔵・保管が「処分の方法」にあたるのかという質問に対し、「処分の方法にあたる」と言い張り、使用済MOX燃料の超長期の保管を正当化しました。「処分の方法というのは再処理のことですね」「はい」「では、貯蔵・保管は処分の方法にはあたらないですね」「いえ、再処理を前提とした貯蔵・保管なのであたります」という具合です。プールでの「貯蔵・保管」が「処分の方法」にあたるのであれば、原子炉等規制法に照らしても、再処理の目途のない使用済MOX燃料の原発サイトでの超長期の保管が許されることになってしまいます。

これは法律の曲解ではないかと思ひ、交渉の翌週に、原子力安全・保安院原子力発電安全審査課に確認したところ、「管理・貯蔵は処分の方法には当たらない」との回答がありました。法的根拠を聞くと、使用済燃料プールは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の第2条にある原子炉設置許可申請書に記載が必要な施設のうち、「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」(使用済燃料も新燃料も同じ)にあたるからだということでした。別に、関西の市民団体が、関西電力本社との交渉において同趣旨の質問を行ったところ、やはり、「『管理・貯蔵』は

『処分の方法』には当たらない」との回答でした。使用済MOX燃料の超長期の保管を正当化しているのは東電だけです。

将来の福島県の環境を放射能で汚染しないで

使用済燃料プールや共用プールは、原子炉と同様に1年毎の定期検査、30年以降は10年毎の定期安全レビューや高経年化技術評価により安全確認がされます。しかし高経年化技術評価でも60年の運転しか想定していません。使用済MOX燃料の貯蔵が60年を超える可能性は十分にありますが、その場合の安全性は保証されません。

環境基本法の精神「将来にわたる環境の保全」は原子力にも適用されます。地下水や土壌が放射能で汚染すれば取り返しのつかないこととなります。将来の福島県の環境を守るために、今なすべきことは、使用済MOX燃料を発生させるプルサーマルの実施を中止することです。

許されない理由 2...老朽化を想定した耐震安全性は未確認

国は3号機の新指針による耐震安全評価について異例の審査

原発の耐震安全審査指針の改訂に伴い、現在各地の原発において、新指針に基づく新しい基準地震動による耐震安全評価（バックチェックという）が行われています。福島第一原発3号機のバックチェックについては、東電から国に対して昨年、中間報告が出ています。

中間報告を受けた国の側は、福島第一原発については5号機だけ検討し、審査の結果、妥当であるとの判断を下していました。国は5号機を「代表号機」を称しており、当初は5号機が問題なければ3号機も問題ないとの姿勢をとっていました。しかし、福島県から3号機についても検討するよう要求を受けると、増子経済産業副大臣は、全国の原発のバックチェックを進めている原子力安全部会（事務方は原子力安全・保安院）の過密スケジュールの中に、「特例」として、3号機の中間報告の検討をねじ込みました。しかも8月までには結論をという期限付きでした。前代未聞の事態です。保安院は耐震設計構造ワーキング・グループにおいて、急ピッチで審議を進め、8月を待たず7月16日には、問題はないとの結論をまとめてしまいました。

急ごしらえの審査が持つ3つの欠陥

急ごしらえの審査が持つ欠陥として3つを挙げるすることができます。

(1) 老朽炉なのに老朽化を想定した耐震安全性の確認を行っていない

バックチェックにおいては、原発は新品同様であることが前提となっています。福島第一原発3号機は運転開始から30年を超える老朽炉であるので、高経年化（老朽化）を想定した耐震安全確認が必要です。しかしこれが十分に行われていません。以下で詳しく述べます。

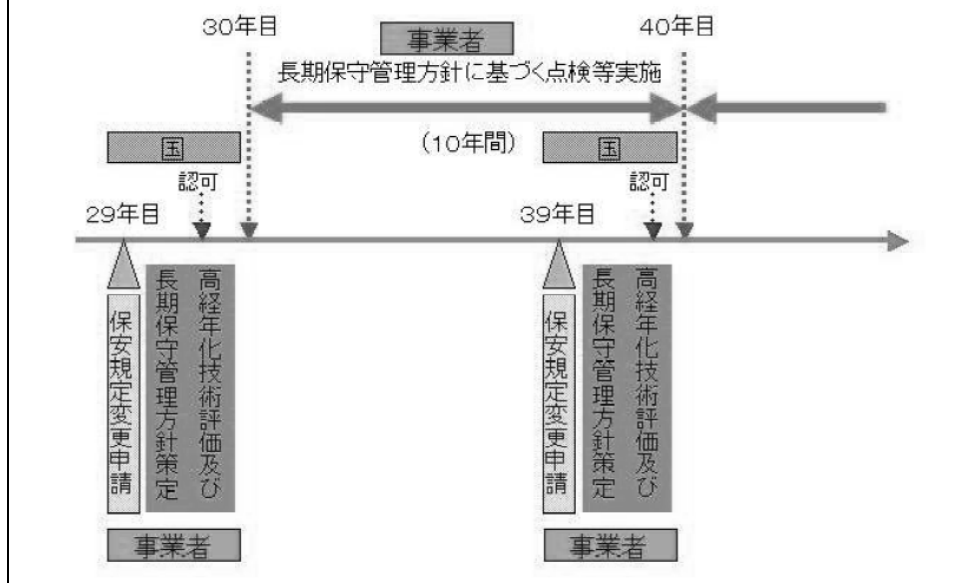
福島第一原発3号機は高経年化技術評価が義務付けられた老朽炉

MOX燃料の装荷が当初予定されていた1999年当時、福島第一原発3号機は運転開始24年目の壮年期にありました。その後10年以上経ち、原発は運転開始30年を超え、いまや老朽炉の仲間入りを果たしました。老朽炉になると、運転開始30年後から10年後ごとに高経年化技術評価を実施することが義務付けられます。高経年化技術評価は、機器の材質や環境条件を考慮し、発生しうる経年変化事象に対する保安対策について検討するもので、その一環として高経年化を考慮した耐震安全性評価も行われています。単なる耐震安全評価だけではなく、腐食による減肉やひび割れといった老朽化していることを前提とした耐震安全評価が必要となるのです。以下の資料は福島県がプルサーマルの検討のために2月に開催した県のエネルギー政策検討会で配布されたものです。福島第一原発3号機の場合、運転開始が1976年でその30年後の2006年に東電より高経年化技術評価報告書（以下「高経年化報告書」という）が提出され、国による評価を受けています。

原子力発電所の高経年化対策について

<高経年化対策>

○ 原子力発電所は、プラントの供用期間にかかわらず、一定の安全水準を確保するため、営業運転開始30年を期して、60年の運転を仮定し、機器等の技術評価を実施し、必要に応じて現状の保全対策に加え、高経年化対策として新たに加えるべき対策を検討し、10年間の「長期保守管理方針」を策定することとされている。



耐震安全評価では復水器など許容値ギリギリのものがある

高経年化報告書にある耐震安全評価では、ひび割れや減肉などの経年変化事象について、これが顕在化した場合に、対象となる機器について構造・強度評価上有意であるかどうかを検討し、抽出された機器について、経年変化事象を考慮した上で、旧指針による基準地震動S1、S2について評価を行います。たとえば、配管が50%厚さまで減肉した場合を想定してS1、S2を入れてみるという具合です。評価結果を見ると次のようにギリギリのものがあります。

復水器の胴部に腐食があったとした耐震安全性評価

Bクラス 発生応力 220 許容応力 223 設計比 99% 余裕 1%

表3.2-12 復水器細管軸直角方向地震による耐震安全性評価結果

機器名	区分	耐震クラス	部位	応力種別	許容応力状態	発生応力 (N/mm ²)	許容応力*1 (N/mm ²)
復水器	-*2	B	下部胴側板	曲げ+圧縮	BaS	185	223
			下部胴前後板	曲げ+圧縮		220	223

*1：許容値は告示別表第9、10より求まる値。

*2：告示区分としては基準外であるが、耐震評価上第4種として扱った。

計装配管に粒界応力腐食割れによる貫通亀裂があるとした耐震安全性評価

As クラス 発生応力 83 き裂安定限界応力 96 設計比 86% 余裕 14%

表3.5-13 配管の粒界応力腐食割れに対する評価結果

評価箇所	区分	耐震クラス	想定貫通き裂角度(度)	発生応力(N/mm ²)	き裂安定限界応力(N/mm ²)
RPV, PCVバウンダリ 一次計装配管系	第1種	As	145	83	96
ほう酸水注入系	第1種	As	121	94	179
気体廃棄物処理系	第4種	B	70	55	252

老朽化を考慮した耐震安全評価はやり直しが必要

今のところ、福島第一原発について基準地震動は、S2（270ガルおよび370ガル）からSs（450ガルおよび600ガル）に大幅に引き上げられようとしています。上記で挙げたものについては許容値を超える可能性が高いと思われます。

旧指針による基準地震動	新指針による基準地震動
S2...270ガル	Ss-1H...450ガル
S2（直下地震）...370ガル	Ss-2H...600ガル
	Ss-3H...450ガル

しかし新指針に対応する新しい基準地震動に対して、高経年化を考慮した耐震安全評価も行われていません。東電は市民との交渉で、高経年化の考慮は、バックチェック終了後直ちに行うと述べました。しかしこれが終了する目途は全く立っていません。

老朽化を考慮した耐震安全評価は全く不十分

それでも、東電は福島県から注文を受けて、バックチェックの中間報告で評価対象となった「主要な施設」について、高経年化を考慮した新指針の基準地震動での評価を一部行い、県技術連絡会で説明しました。しかしそこには、先にあげた復水器の胴部（腐食）や一次計装配管（き裂）の評価はありません。最も厳しい箇所を避けているのです。このような厳しい箇所での評価を行っていないことについて、東電に聞くと「これまで有意な欠陥が見つかっていないから」と、高経年化技術評価そのものを否定するような回答しかありませんでした。

また、2006年の3号機高経年化技術評価における耐震安全性において、再循環系配管のき裂を想定した評価については、き裂の監視を行うこと（維持基準）を前提に除外していますが、現状の維持基準は旧指針のS2を前提としていることから、これについても新指針に基づいた再評価が必要でしょう。この点も全く不十分です。

(2) 安全上最も重要な施設であるはずの再循環系配管の評価がない

国（保安院）が審議したのは、3号機の中間報告ですが、中間報告では「主要な施設」（原子炉建屋、炉心支持構造物、制御棒（挿入性）残留熱除去系ポンプ、残留熱除去系配管、原子炉压力容器、主蒸気系配管及び原子炉格納容器）の耐震安全性評価しか行われておらず、その中

に再循環系配管は含まれていません。東電に聞くと、「主要な施設」を選定したのは、東電だといえます。再循環系配管は、もし破断するようなことがあれば、冷却水が漏れ出し、放射能閉じ込め機能が大きく損なわれ、そればかりか、燃料が空焚きになり、溶融する恐れも出てきます。圧力バウンダリを形成する安全上非常に重要な施設です。

しかも耐震安全評価が他と比較しても厳しい条件にある可能性があります。浜岡原発のバックチェック最終報告によると、再循環系配管の耐震安全評価は、主蒸気系や余熱除去系などよりも厳しく、安全余裕が小さい結果が示されています。この配管の耐震安全性を確認しなければ「主要な施設」の耐震安全性を評価したことにはなりません。

この点について、原子力安全・保安院に対し、ホームページを通じて質問しました。その結果、以下の回答がありました。

【質問】

貴院文書「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機耐震安全性に係る評価について(主要な施設の耐震安全性評価)」において、評価対象としている「主要な施設」に再循環系配管が含まれないのはなぜでしょうか。破断すれば放射能の閉じ込め機能を損なうおそれがあり、圧力バウンダリを形成する安全上重要な配管であること、この配管の分岐部等では、耐震評価で厳しい値が出る可能性のあることから、この評価結果を明らかにしなければ、主要な施設の耐震安全評価を行ったことにはならないと思うのですがいかがでしょうか。実際にこの部位が残留熱除去系配管より条件が厳しい可能性があるのか確認されたのでしょうか。

【回答】

東京電力株式会社から提出された福島第一原子力発電所「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果 中間報告書(改訂版)(以下「中間報告書」という。)によれば、耐震安全性評価は、新耐震指針に照らして策定した基準地震動 S_s に対し、耐震安全上重要な施設の安全機能保持の観点から行うとしており、評価対象施設は、新耐震指針によるSクラスの施設のうち、原子炉を「止める」、「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」に係る安全上重要な機能を有する主要な施設を対象とするとしています。具体的には原子炉建屋、炉心支持構造物、制御棒(挿入性)、残留熱除去系ポンプ、残留熱除去系配管、原子炉圧力容器、主蒸気系配管及び原子炉格納容器を対象としています。中間報告書で評価の対象としていない耐震安全上重要な施設については、今後東京電力から提出される本報告において評価が行われます。原子力安全・保安院としては、新耐震指針に照らした耐震安全性評価について、専門家の意見を聴きながら、厳正に評価を行います。

質問に対する直接的な回答を避けていますが、端的には「最終報告で確認するからよい」というものになっています。であるならば、福島県がプルサーマルの3条件に挙げた耐震安全性については、中間報告ではなく、最終報告について検討、評価する必要があるのではないのでしょうか。

(3) 駿河湾の地震による知見が反映されていない

2006年に耐震指針が改訂されてから4年近く経ちますが、国のバックチェック評価作業は全

体として非常に時間がかかっています。その一つの要因は、2006年に発生した中越沖地震で柏崎刈羽原発が被災し、想定を大きく超える揺れが観測されたことから、改定指針の事実上の見直しが余儀なくされたことにあります。2008年9月に保安院の指示文書「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項について」がその一つです。各電力会社はバックチェックに際して、改訂指針に加えて、こうした新しい知見を考慮することが要求されています。

その後、2009年8月には、駿河湾の地震が発生し、浜岡原発が被災しました。揺れや被害の程度は中越沖地震よりも小さかったのですが、3・4号機に比べて5号機の揺れが特異に大きく、2倍以上も揺れました。原因については調査中ですが、中部電力は、原発直下に地震を増幅させるレンズ状の堆積物が存在し、これが影響したと考えています。中越沖地震とは異なるメカニズムで生じたというのです。もし同じ構造が福島第一原発の直下であれば、地震波の到来方向によっては特異に大きな揺れが生じることになります。

東電は、福島第一原発の地下は成層構造（平らな地層が積み重なっている）をしているから問題はないと説明しています。しかし、中部電力も浜岡原発の地下は成層構造であり、そこにレンズ状の堆積物があると説明しているのです。詳細な調査と解析が必要です。駿河湾の地震を踏まえた反映事項はまだまとまっておらず、耐震安全性が十分に確認されたとはとてもいえません。

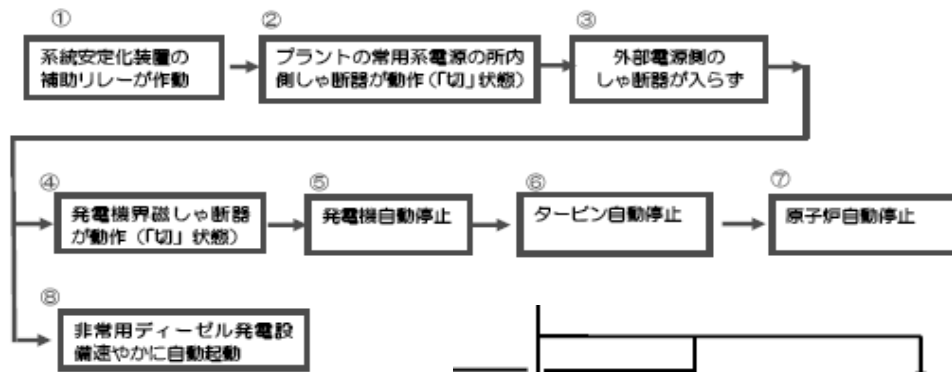
許されない理由3... 2号機外部電源喪失事故は未解明

炉心溶融事故につながりかねない深刻な電源喪失事故

6月17日に3号機の隣の2号機において、「外部電源全喪失事故」が発生しました。事故は2系統ある所内電源が一度に遮断し、その場合に予備を含めて4系統ある外部電源に切り替わるところ、その全てが遮断するという経過をたどりました。その間に炉内水位は2メートル以上低下し、緊急炉心冷却装置（ECCS）の起動寸前までいきました。幸いなことに、非常用ディーゼル発電機の起動により、炉心の冷却が可能になり、事なきを得ましたが、対応を誤れば炉心溶融の大事故につながりかねない深刻な事故でした。

2号機は、過去に2度もECCS作動事故を起こしています。今回はECCSではないにしろ、隔離時冷却系で急速注水していますから、3回目の高温の原子炉への冷水であり、加圧熱衝撃による影響が危惧されます。

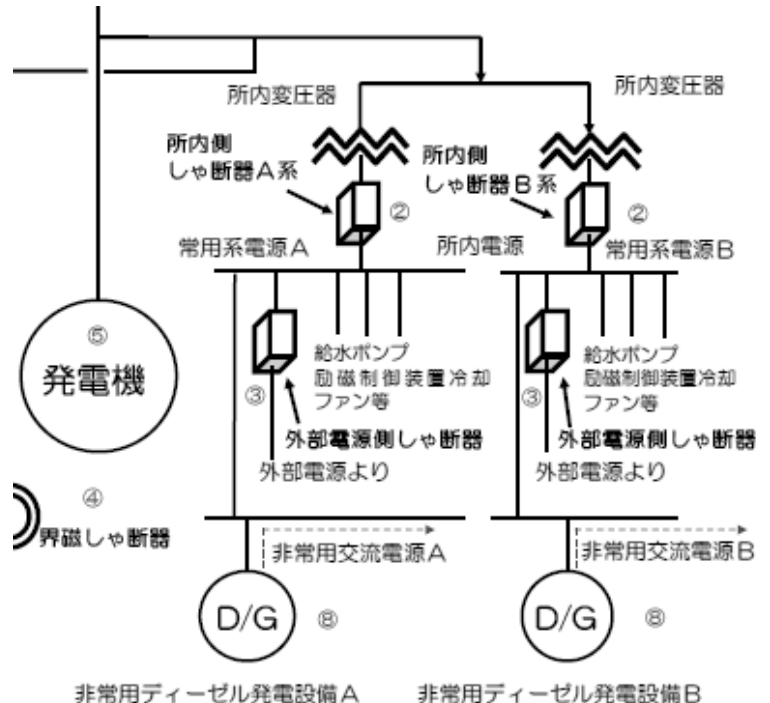
<東電プレスリリース（図も）> <http://www.tepco.co.jp/cc/press/10070602-j.html>



重大な事故の検討をプルサーマルより優先すべき

事故の根本原因は外部電源切り替えができないシステム設計上の問題であり、インターロックの欠陥という普遍性をもつもので、3号機にも同じ欠陥がないか、早急な確認が必要です。しかし、東電は、事故は電源に係るもので、原子炉に係る報告事故ではないとして、早々に再起動してしまいました。国も東電の対応を容認しています。このような東電に、通常の前発よりもさらに危険なプルサーマル炉の運転を委ねるわけにはいきません。

また、私たちはこの間、県に対しても、プルサーマル3条件を検討している県安全確認技術連絡会の本来の役割である安全確保の観点から、プルサーマルの検討を中断してでも、この事故の検討を優先すべきであると訴えてきました。しかし今のところ、この事故がまともに取り上げられる機会はありません。



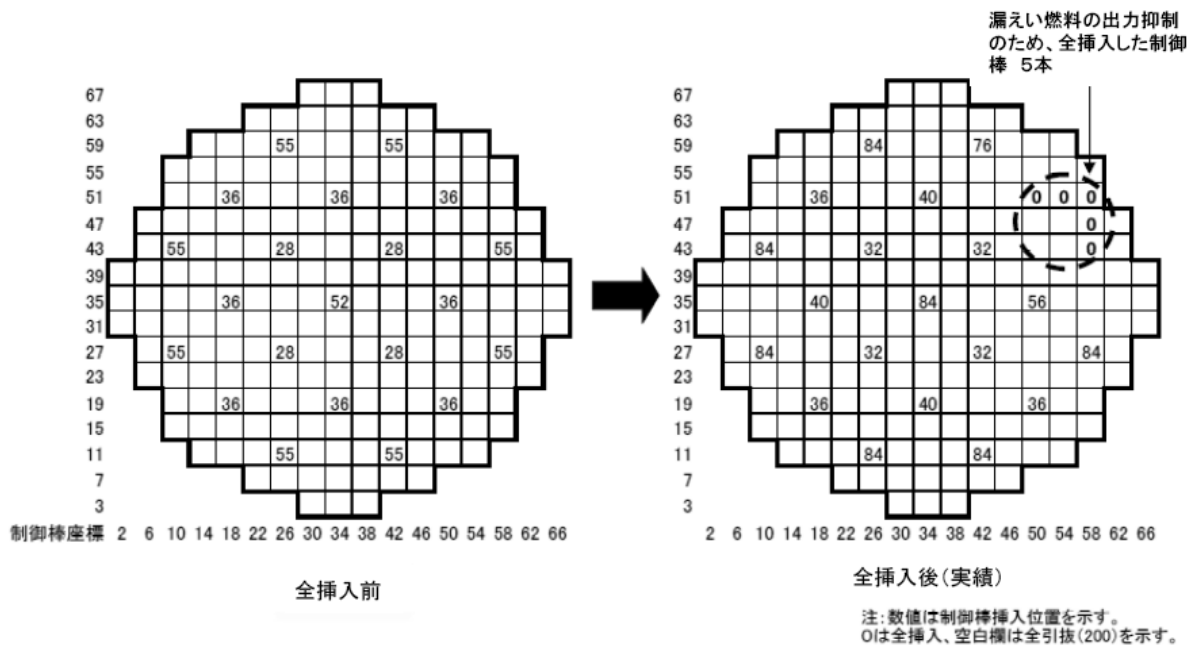
許されない理由 4...燃料から放射能が漏れても止めない姿勢に問題

燃料から放射能が漏れても止めない運転

放射能が漏れいしても原子炉を止めない運転が横行しています。昨年、中越沖地震被災後、柏崎刈羽原発の中で最初に運転再開した7号機で、燃料から放射能が漏れいし、放射能モニタの値が上昇しました。しかし東京電力は原子炉を停止せず、出力を60%に落とした状態で制御棒を抜いたり差したりして放射能漏れを起こしている燃料集合体を特定、これで止めるのかと思いきや、漏れいが疑われる燃料集合体と周辺の燃料集合体で制御棒を全挿入した上で、他の制御用の制御棒を通常よりも抜くことにより、放射能が漏れたまま、定格出力で運転を続けたのです。

柏崎刈羽原子力発電所7号機漏れい燃料発生に係る事象概要

- 平成21年7月23日、気体廃棄物処理系の高感度オフガスモニタの値にわずかな上昇傾向(4.1cps)を確認。このため、燃料棒からのガス状の放射性物質の漏れいの可能性も考えられるため、監視を強化。
- その後、監視強化しながら運転を継続していたが、7月24日高感度オフガスモニタの値が更に上昇(316cps)したことから、燃料棒の被覆管に微小な孔が発生し、ガス状の放射性物質が原子炉水中に漏れ出したものと判断。
- このため、7月24日からプラント出力を約60%に降下させ、安定した状態で制御棒を操作し、放射性物質が漏れ出した可能性のある燃料集合体(以下、漏れい燃料)の位置の調査を実施。
- 出力抑制法により漏れい燃料の装荷範囲を特定し、漏れい燃料近傍の制御棒5本の全挿入を実施。その後、放射性物質の漏れい量を抑制した状態を維持してプラントを運転できるか評価するため、高感度オフガスモニタ等による監視を強化した上で出力上昇操作開始し、8月5日に定格熱出力に到達。



漏れい燃料の出力抑制のために全挿入した制御棒位置

(東京電力柏崎7号機報告書より抜粋)

原子力安全・保安院は東京電力のこのようなやり方を認める評価を出しましたが、新潟県が反発し、東京電力は定期検査前の炉の停止を余儀なくされました。

高燃焼度燃料で多発する燃料からの放射能漏れ

燃料からの放射能漏れは多発しています。炉内の異物によるものとされていますが、原因ははっきりしていません。柏崎刈羽原発の場合、地震が影響している可能性もあります。PWR（加圧水型原子炉）では、ここ数年だけでも、2008年に大飯4号機で1体、2009年に大飯2号機で2体（4本の燃料棒）、昨年11月に伊方3号機、今年3月に大飯1号機と、立て続けに高燃焼度燃料からの放射能漏れが発生しています。

驚いたことに伊方3号機では、高燃焼度ウラン燃料で漏れが発生し原因も判明していないのに、製造時期が違うというだけで、同種の燃料をそのまま使用した上でプルサーマルの実施に踏み切っています。

福島第一原発を含むBWR（沸騰水型原子炉）でもウラン燃料の高燃焼度化が進む中で、柏崎刈羽原発の他に、女川原発、浜岡原発、志賀原発などで放射能漏れ事故が発生しています。福島第一3号機でも発生しています。

高燃焼度燃料における燃料漏れいの発生状況（BWR H21.9末現在）新潟県資料より算出

事業者	プラント	装荷燃料本数	漏れい燃料	100万本あたり
東京電力	福島第一3号機	87,656	1	11
	福島第一4号機	79,302	2	25
	福島第一6号機	126,672	1	8
	福島第二2号機	121,744	2	16
	福島第二4号機	129,368	1	8
	柏崎刈羽1号機	102,130	2	19
	柏崎刈羽2号機	137,680	1	7
	柏崎刈羽6号機	166,226	3	18
	柏崎刈羽7号機	147,364	5	34
東北電力	女川3号機	73,808	2	27
北陸電力	志賀2号機	64,528	1	15
中部電力	浜岡1号機	32,160	1	31

MOX燃料でも燃料破損が多発

東北電力が宮城県に提出した資料「MOX燃料の破損実績について」によると、MOX燃料集合体の使用実績6,350体（2008年12月末時点）に対し、世界で少なくとも16件のMOX燃料の破損事例が報告されており、正確な数値は判断しにくいのですが、おおよそ35本の燃料破損が確認できます。

6,350体の集合体は何本の燃料棒に相当するのかも正確にはわかりませんが、PWR（多くて264本程度）に一部BWR（多くて60本程度）も含まれていることから、1体中およそ200体とすると、破損の発生は、100万本中28本程度と非常に高い数値となります。

MOX燃料から放射能が漏れいしても止める気はないのか？

PWRの場合は、放射能モニタから漏れいが疑われた場合には、直ちに原子炉を止め、漏れい燃料集合体を水につけるシッピング検査というものを行い、漏れい燃料の特定、交換を行いま

す。BWR では、次の定期検査まで漏えいさせながらの運転がこれまでに 12 例もあり、福島第一原発 3 号機でもありました。

このような運転方法は、MOX 燃料装荷が予定されていた 1999 年にはほとんどありませんでした。プルサーマル実施中に燃料からの放射能漏えいが起きたらいったいどうするのでしょうか。

燃料漏えいにおける出力抑制運転実施実績（全 BWR 計 12 回）東京電力による

事業者	プラント	実施時期	実施期間	漏えい体数
東京電力	柏崎刈羽 2 号機	H8.12.15	約 8 ヶ月	1
	柏崎刈羽 6 号機	H12.5.29	約 9 ヶ月	1 2
	福島第一 6 号機	H13.5.16	約 3 ヶ月	1
	柏崎刈羽 7 号機	H14.4.9	約 9 ヶ月	2
	柏崎刈羽 1 号機	H17.6.13	約 2 ヶ月	1
	福島第一 4 号機	H18.10.2	約 4 ヶ月	1
	柏崎刈羽 7 号機	H18.8.23	約 1 ヶ月	1
	福島第一 4 号機	H20.3.28	約 9.5 ヶ月	1
	福島第一 3 号機	H19.8.31	約 1 ヶ月	1
東北電力	女川 3 号機	H17.8.16	約 1 ヶ月	1
	女川 3 号機	H19.5.10	約 1 ヶ月	1
北陸電力	志賀 2 号機	H21.7.10	約 3 ヶ月	1

実施 9 ヶ月後に 2 体目が漏えい 24 時間後に停止

4 月 8 日に東京電力本社で行われた市民との交渉の席で、東京電力は、プルサーマル実施中に燃料漏えいが疑われても、止めずに運転を続ける可能性を否定しませんでした。老朽化や耐震安全性に考慮するというのはポーズで、老体に鞭打ち、放射能が多少漏れようが止めずに運転を続けるというのが実態です。

許されない理由 5...MOX燃料の品質保証問題は未解決

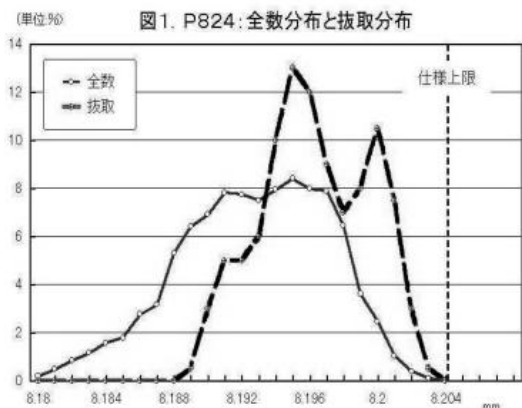
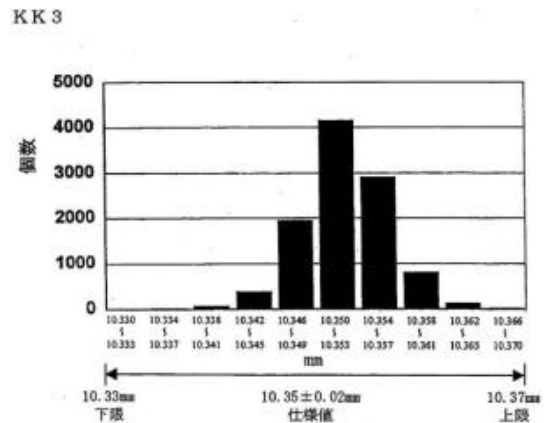
品質保証データを最後まで隠した

2000年8月から2001年3月にかけて福島地裁で行われた福島MOX燃料使用差止裁判では、燃料の寸法が問題になりました。これは、BNFL社において、寸法検査で不正があったためですが、市民側が裁判に踏み切ったのは、これが単に検査員のモラルといった問題ではなく、MOX燃料には製造特有の問題があり寸法の管理が難しいこと、寸法がわずかでも狂えば原子炉の安全性に影響を及ぼすこと、さらに東電の燃料を製造したベルゴ社の検査がずさんで、もとの検査データに辿って信頼性を検証する必要性があったことからです。しかし、ベルゴ社は必要なデータを公開せず、顧客である東電も要求しませんでした。

データ不開示の姿勢に対しては、裁判所も判決で批判しています。裁判所はまず、「原子力の安全性の確保は多数の公衆の生命身体の安全性にかかわるものであるから、原子力発電所で使用される原子燃料の品質が問題とされたような場合には、可能な限り具体的なデータを明らかにして各方面における検証を可能とするように務めることが原子力分野で事業を実施する企業の責務というべきである」とした後、ベルゴ社に対し、「本件抜取検査データを企業秘密に属するとしてその一般公開を拒絶しているのであるが、ペレット外径寸法の検査データが重大な製造ノウハウにかかわるものとはおよそ考えがたく、現に競争相手企業であるBNFL社がこれらのデータを一般公開していることに鑑みれば、ベルゴニュークリア社の上記のような姿勢は非難されてもやむを得ないものがある。」東電に対し「発注者の立場で、ベルゴニュークリア社に対し、重ねて特段の要請を行い、同社の頑なな対応に翻意を促し、本件抜取検査データを公開すべく努めた形跡が窺えないことは、原子力発電所という潜在的に危険な施設を設置稼働する立場にあるものとして、必ずしも充分な対応とはいえない」としています。

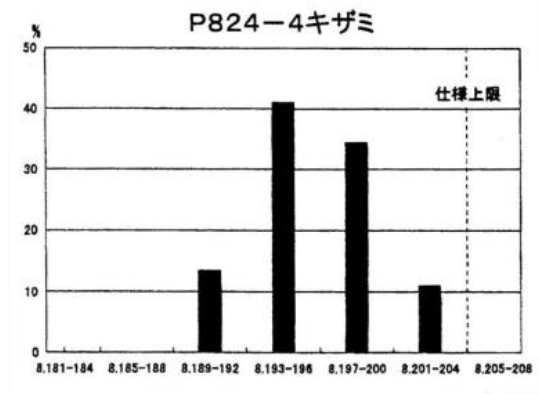
データ開示の焦点は、1ミクロン刻みの抜取検査データにありました。市民側の再三の要請により東電が公表したデータは4ミクロン刻みに加工されたものでした。上図がその一例です。東京電力の資料です。

一方、関西電力用MOX燃料で関西の市民団体が不正を暴くもとになった検査データは、右図のように1ミクロン刻みとなっています。抜取検査データは全数計測データの分布から大きくずれた異常な形をしており、ここから不正が明らかになりました。このグラフを東京電力が公開したときに施したのと同じ加工をすると次のページの図のように特に異常は感じられないものとなります。（「美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会」作成）東電は不正があってもわからないようにデー



タを加工して公表したのです。

裁判所の判決に従っても、1ミクロン刻みの元データが開示され、「各方面における検証」がされることによってはじめて、不正の有無の判断が行なわれることとなります。当時、福島民友紙社説も「問題なのは『信頼性を推認できる』はずの検査データそのものの公開を、東電側が法廷でも拒み通したことである。疑問は重く残る。」「東電は地裁の決定に際して『今後も（地元の）理解活動に全力を尽くす』とコメントした。注釈すればその『理解活動』の第一歩は、情報の公開でなければならない。」と論調していました。



<付録> 福島プルサーマルが10年以上止まっているのはなぜか？

福島第一原発3号機のプルサーマルについて、東京電力が福島県に説明したのが1997年、県や地元自治体は1998年には一旦事前了解をしていました。ベルギーで製造されたMOX燃料がフランス経由で日本に到着したのが1999年9月、しかしそれから10年以上経ってもプルサーマルは実施されません。その背景には、国や東京電力に翻弄されてきた福島県の国の核燃料サイクル政策に抱く疑念と住民の反対運動の歴史があります。

1997年3月	東京電力が福島県知事にプルサーマル計画を説明
1998年11月	福島県、大熊町、双葉町が、東京電力へ事前了解を通知
1998年11月	東京電力がプルサーマル計画の原子炉設置変更許可申請
1999年7月	MOX燃料輸送船フランス出航
1999年8月	東京電力がMOX燃料の輸入燃料体検査を国に申請
1999年9月	MOX燃料(32体)福島第一原発3号機に搬入
1999年8月	国が東京電力にMOX燃料輸入燃料体検査合格証を交付
1999年9月	関西電力高浜3号機用のMOX燃料の検査データねつ造判明
1999年12月	関西電力高浜4号機用のMOX燃料の検査データねつ造判明
2000年8月	市民団体が福島地裁にMOX燃料使用差止仮処分申請
2001年3月	福島地裁はMOX燃料使用差止仮処分申請を却下
2001年5月	福島県エネルギー政策検討会設置
2001年5月	新潟県刈羽村で住民投票実施、反対多数
2002年8月	国、東京電力が原子力発電所自主点検記録不正問題を公表
2002年9月	新潟県、柏崎市、刈羽村が事前了解取り消し、福島県も白紙撤回

関西電力BNFL社製MOX燃料データねつ造事件

関西電力高浜原発4号機用MOX燃料はイギリスのBNFL社で製造され、ベルギーのベルゴ社で製造された東京電力福島第一原発3号機用MOX燃料と2隻の船で互いに護衛しながら日本に運ばれてきました。福島第一原発に着いたのが1999年9月27日、高浜原発は10月1日でしたが、ちょうどその間の9月30日にJCOの臨界被曝事故が発生しました。

輸送途中で4号機の次に予定していた高浜原発3号機用MOX燃料の製造データに不正があることが発覚しました。燃料の寸法検査で、検査員が別のデータをコピーしていました。検査データを取り寄せて分析した関西の市民グループは、既に運ばれている4号機のMOX燃料にもデータ不正の疑いがあるとして、使用差止裁判を起こしました。関西電力は不正を否定しましたが、判決の前日に一転して不正を認め、プルサーマルは中止となりました。

福島第一原発3号機MOX燃料使用差止裁判

福島第一原発3号機のプルサーマルについて、福島県、立地町は既に事前了解を済ませていましたが、JCO事故とBNFL不正事件を受けて、2000年の年明けに、佐藤栄佐久福島県知事がしばらく凍結すると宣言しました。福島県と首都圏の市民グループは、MOX燃料製造の困難さや、寸法検査のやり方に問題があること、合格率が高すぎることなどから、こちらにも不正の疑いがあるとして、2000年8月に、福島第一原発のMOX燃料使用差止を求めて福島地裁で裁判を起こし

ました。安全性についても争点になりました。東京電力はデータを出さないという姿勢を貫きました。2001年3月に出た判決で、裁判所は原告の訴えを退けましたが、データ開示については、東京電力の姿勢を批判しました。

新潟県刈羽村の住民投票で柏崎刈羽原発3号機プルサーマルを拒否

裁判の判決翌日に、新潟県にある東京電力柏崎刈羽原発3号機用MOX燃料が到着しました。原発は柏崎市と刈羽村に立地していますが、そのうち刈羽村で2001年5月に、プルサーマルの是非を問う住民投票が実施されました。結果、プルサーマル反対票が54%で多数を占め、プルサーマルは止まりました。

福島県エネルギー政策検討会

福島県は、2001年1月の東京電力によるプルサーマル推進報道や2月の福島県内の発電所を含む電源開発計画の一方的な見直しに翻弄されたとして、佐藤栄佐久知事が、プルサーマル見直しを表明、東京電力は3月に予定していた装荷を断念しました。県はその後プルサーマル凍結の姿勢を貫き、国や事業者による「ブルドーザーが突進するような進め方」に左右されないようにと、県独自でエネルギー政策検討会を設置しました。検討会は、県民、学識経験者と意見交換しながら、2002年9月に「中間とりまとめ」を行いました。核燃料サイクルについて、現段階で必要不可欠なものといえるのか、使用済MOX燃料の処理はどうするのか、といった問題を立てながら国の政策に正面から疑問を呈しています。

東電不正事件とプルサーマル白紙撤回

刈羽村の住民投票から一年後、東京電力は刈羽村でプルサーマル巻き返しの動きを進めていました。そんな中、2002年8月29日に東電不正事件が発覚しました。原発のシュラウドという構造物などのひび割れを隠蔽して運転していたのです。これにより、新潟県、刈羽村、柏崎市は9月に正式にプルサーマルの事前了解の取消しを通告し、福島県でも県議会や県知事が、事前了解の白紙撤回を表明しました。その後、美浜原発の配管破断による死傷事故、中越沖地震による柏崎刈羽原発の被災などもあり、東京電力のプルサーマル計画は後景に追いやられたのです。

福島第一原発3号機でプルサーマルが許されない5つの理由2

2010年8月1日 第1版発行

200

福島老朽原発を考える会（ふくろうの会）

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂2-19 銀鈴会館405号 AIR気付

TEL 03-5225-7213 FAX 03-5225-7214

URL <http://fukurou.txt-nifty.com/fukurou/>